

徳島県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年9月4日

徳島県公安委員会委員長 水 口 和 生

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

平成29年12月20日（水）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあっては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までとする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であって徳島県内の営業所に属するものとする。

5 検定申請手続

(1) 検定の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、検定の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、平成29年10月30日（月）から同年11月2日（木）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3．0センチメートル、横の長さ2．4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、平成29年11月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、室内用運動靴及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあっては制服とし、警備員以外の者にあっては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。